

## さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)補助金交付要綱の特例に係るQ&A

※このQ&Aは特例に関する部分について解説するものです。こちらに掲載されていない部分は「さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)補助金交付要綱Q&A」をご参照ください。

### 1. 趣旨

この特例は、さいたま市子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第19条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会食事業の代替として食事のみを提供する場合についても補助対象と認めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 対象事業

この特例による補助金の交付対象となる事業は、交付要綱第4条第1号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、営利を目的とせず、食事(飲み物についてはアルコール類を除く。)のみを提供する場合も含む。

#### Q1. 「食事のみを提供」する場合の方法に指定はあるのか。

A1. 会場へお越しいただいた方に持ち帰っていただく、各家庭に宅配する等、会場や主催者の状況に合わせて、安全対策を講じた上で実施してください。

ただし、その方法に対応した保険に加入するとともに、実施にあたっての食品衛生やアレルギー対策等に関する注意事項等をさいたま市保健所食品衛生課食品衛生監視係(048-840-2262)に相談してください。

#### Q2. 会食と配食を並行して行ってもよいのか。

A2. 会食が実施できない場合の代替として配食や宅配を認めるものですので、主催者が安全に会食が実施できると判断した場合は、速やかに会食に切り替えてください。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、再度配食や宅配を行うことも可としますので、その際は市(子育て支援政策課)へご相談ください。

#### Q3. 「食事のみを提供」でいう食事とは、調理したものをいうのか。

A3. 必ずしも主催者が調理した食事を提供していただくなくても構いません。ただし、食材そのものを配食や宅配するのではなく、家庭で調理しなくても子どもたちがそのまま食べられる食事としてください(パンやおにぎり程度は可とします。)。また、食事内容は、会食する場合と同等程度の一食分の食事としてください。

なお、配食や宅配する食事の調理については、会食する場合よりも参加者が口にするまでに時間が経ってしまうことを考慮し、より衛生面に注意して行ってください。また、

早めに食べるよう参加者へ注意喚起してください。

**Q4. 「食事のみを提供」でよいのであれば、配食や宅配のみを行ってもよいか。**

A4. 当事業は子どもの居場所づくりを促進するものであるため、参加者が集うことのできる場所の提供は必須です。しかし、現況を鑑み、特例として「食事のみを提供」する場合も認めるものですので、「参加者が集うことのできる場所」を用意せず配食や宅配を前提とした事業を行う場合は、補助金の交付対象とはなりません。

**Q5. この特例ができたことにより、補助金の交付の対象となる経費や交付額の算出方法は変更になるか。**

A5. 当特例措置は、会食が実施できない場合の代替として、配食や宅配を認めるものですので、交付要綱第7条第1項に規定する補助対象経費や交付額に変更はありません。補助対象経費は、引き続き、参加した子ども及びボランティアに提供する食事に係る材料費及び事業の実施に必要となる運営費となります。子ども及びボランティア以外の参加者に提供する食事に係る材料費は対象とはなりません。

**Q6. 配食や宅配を行うと、会食よりも需要が多くなり、子どもの人数が増えるかもしれないので、配食や宅配をする場合の参加者見込み数を申請してよいか。**

A6. 当事業は子どもの居場所づくり事業ですので、会食を実施する場合の参加者見込み数を申請してください。配食や宅配を実施した場合でも、会食を実施した場合の子ども及びボランティアの参加者見込み数に400円を乗じた金額が食事に係る材料費の交付額の上限となります。

**Q7. 今年度分の交付決定を受けているが、しばらくの間は「食事のみを提供」しようと考えている。事業計画や収支予算額が当初の申請から変わりそうだが、交付決定額を増やしてもらうことはできるか。**

A7. 配食や宅配を行うことにより支出が増額となるものについて、変更申請が認められます。一例としては以下に挙げるものとなります。

ただし、当特例措置は、会食が実施できない場合の代替として、配食や宅配を認めるものですので、当初申請のあった子どもやボランティアの参加者数、開催回数が増加等の変更は受け付けられません。しかし、開催場所や開催時間の変更はご相談ください。

なお、疑問が生じた際には、市（子育て支援政策課）にご相談ください。

**【交付額変更の対象となるもの（一例）】**

- ・配食や宅配に使用する弁当等の容器等の消耗品購入費の増額
- ・マスク、手指消毒液等の衛生用品購入費の増額
- ・配食や宅配を対象とする保険に加入したことによる保険料の増額

・配食や宅配を行うことに伴い、別会場を使用した場合の会場費の増額  
【交付額変更の対象とならないもの（一例）】

- ・配食や宅配を行うことで生じる燃料費
- ・当補助金以外の補助金等を受けた経費

**Q8. 配食や宅配を行う場合、事前連絡や事後報告は必要か。**

A8. すでに交付決定を受けている主催者で、配食や宅配を行う場合は、一度、市（子育て支援政策課）へご連絡ください。

また、開催結果については、「さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）開催結果報告票（様式第7号）」の開催日の欄に会食、配食、宅配等の提供方法を追記することにより報告してください。

**3. 対象期間**

令和2年4月1日から令和3年3月31日

**Q9. 今年度分の交付決定を受けているが、交付決定前に行った食事の提供は、補助金の対象になるか。**

A9. 交付要綱第8条第2項の規定及び当特例の規定により、前年度から事業を継続している申請者については、令和2年4月1日に遡及して当特例措置の対象となり、実施内容が当事業に合致する場合は、遡って当補助金の交付することとなります。

すでに交付決定を受けている主催者は、変更の手続きが必要となりますので、「さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）」及び「さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）収入支出予算書（様式第3号）」をご提出ください。